

## 骨子案に対する意見等への対応について(条例の規定に関する意見)

「ご意見に対する考え方」の欄に※がついている項目は、骨子案の修正をとまなう項目です。

NO	関係項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
1	条例の名称	条例の題自体が県民に理解されにくいのでは。南海地震対策条例のようにもっと短く、明確なものにすべきでないか。	条例の名称については、現時点では、自助・共助の取組を進めていくためにも、条例の基本理念を踏まえた「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」が適当と考えていますが、引き続き、幅広いご意見を聞く中で、判断していきます。
2	条例の対象	高知県は、南海地震だけでなく高知市直下型地震や中央構造線断層帯の地震も懸念されるため、条例の名称を「高知県南海地震等、地震災害に強い地域社会づくり条例」としてはどうか。	南海地震以外の地震が発生し、高知県に被害をもたらす可能性は否定できませんが、最も甚大な被害をもたらす南海地震に備えることで、こうした地震にも被害の軽減や地震後の対応も可能と考えていますので、この条例では対象地震を南海地震としています。 なお、条例案作成時に南海地震以外の地震について規定が可能か検討します。
3	全体 (条例の適用の時期)	南海地震の定義がなく、条例適用の時期が不明。地震のあった時点では、誰もこれが南海地震かと認識できないので、地震発生後、直ちに知事が「条例の適用の(地震)災害と認定」することにはどうか。	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定と違って、どの地震をこの条例は適用する・しないというものではありません。たとえ発生した地震が南海地震でなくても、日頃から、南海地震に備えることで、被害の軽減に繋がりますし、また、地震後の対応としても、その地震が高知県に大きな被害をもたらすのであれば、当然にこの条例に定める内容を踏まえて対策を進めていくことになります。
4	全体 (条例の範囲と各主体の役割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・語尾の「努めます」等が多く、「しなければならない」が少ないのでは。</li> <li>・県の約束事の場合ほとんどが「～努めます」になっているのを「～します」に修正してはどうか。</li> <li>・細かいことは、マニュアルで定め、条例では、予算の確保や調整や教育などは地域でできにくいことなどに絞ったほうが良いのではないか。</li> <li>・条例は、総花的になっている感じがする。</li> <li>・何でも盛り込みたいということで、南海地震への備え、応急対策まででないと、復興まで入れてしまうと長伸びしてしまうのでは。</li> <li>・県の立場でしかできない現実に根ざした条例を期待する。</li> </ul>	<p>条例に盛り込む項目としては、「県民の皆様生命に関すること」「県、県民、事業者等との役割分担や連携に関すること」「県民の皆様、事業者等に必要性や仕組みについて理解を求めるもの」「県民の皆様、事業者等に守っていただきたいこと」の4つの視点を重視しています。</p> <p>骨子案は、県民の方の意見も踏まえて、条例づくり検討会で、条例にどこまで盛り込むか、それぞれの主体がどういった役割を担う必要があるのかなどを議論し、まとめたものですが、今後、条例案を検討する際には、再度、語尾の使い方などが適当かを検討します。</p>
5	全体 (罰則の適用)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・何も規制がないのは条例ではないのでは。</li> <li>・コミュニティが大事なのが分かるが、一人暮らしの方は、特にコミュニティに対して興味がなく、隣に住んでいる人も知らない人も多いので、条例では、ある程度の強制力を持たせた方が良く思う。</li> <li>・人が集まる施設については、ある程度の強制力(罰則を含む。)を持たせるべきでないか。</li> </ul>	この条例は、自助・共助の主体的な取組を進めるためのよりどころとなるもので、県、県民、事業者、自主防災組織などの役割分担や仕組みなどを規定していますが、罰則をもって、自助・共助の取組を進めるというスタンスには立っていません。

NO	関係項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
6	全体 (市町村の役割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の活動では、県でなく、市町村が、活動への助言や資料の提供をしてくれ、結びつきが深い。骨子案では、全体的に市町村の内容が薄い。</li> <li>・市町村が「役割」で、県民が「責務」という規定の仕方に違和感がある。</li> <li>・市町村長が出す避難勧告や避難指示の伝達方法も決まっていない市町村もあり、防災の取組に市町村格差があるので、県の指導ができないか。</li> </ul>	<p>防災では、住民にとって県より市町村が身近な存在ですが、地方自治法の改正により、県の条例に、市町村に責務を負わせたり、新たに事務を生み出すことが規定できませんので、条例では、市町村の役割を定め、具体的に「県は、市町村と連携しながら・・・」「市町村の行う・・・に県は支援する」というように規定しています。</p> <p>南海地震に限らず、防災対策上、市町村の取組に格差がないよう、県では、市町村にマニュアルや指針を示したり、市町村と意見交換や勉強会などをしながら、対策の充実に努めています。県が条例を制定した後は、市町村にも、地域の課題や実情に即した取組の基本方針や推進計画などを策定いただき、地震対策の充実に努めていただきたいと思います。</p>
7	全体 (市町村の役割)	地方自治法で、県条例に市町村の責務を負わせることは困難とのことだが、この条例は県民の生命、身体、財産の保護に大きな役割を果たすため、地方自治法の規定をこの条例においては除外する特別措置、法整備はできないか。	<p>地方自治法が基本とする考え方としては、都道府県と市町村との関係は、上下関係や命令監督関係ではなく、対等・協力の関係です。よって、県の条例で、市町村の責務を負わせたり、基本的に新たな事務を生み出すことは記載できません。</p> <p>こうした地方自治法の考え方を除外する特別措置法は、国会を通して作成される法でなければできません。</p>
8	全体(構成)	骨子案の構成だが、第9章がすごく大事であり、ネットワークづくりや教育や地域づくりはお金をかけずにできると思うので、最後のほうにもってくるというよりは、最初の方に規定してはどうか。	第9章は、震災に強い人、地域、ネットワークづくりという、南海地震の被害を軽減するために、基礎となる最も重要な項目ですが、実行するためには、まず、地震時や地震発生後に起こりうる災害や、不自由な生活をできるだけイメージし、事前に何をしておく必要があるかを理解していただく必要がありますので、第1章の総則のあとに、揺れ、津波、火災、土砂災害といった災害事象ごとに構成し、各災害事象を共通する取組として、第9章を規定しています。
9	第1章 (自助・共助・公助の役割)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平時(通常時)における行政の役割としては「県民の生命、身体、財産を守る」ということで適当だとは思いますが、こと南海地震に関しては、「財産」を除き県民の生命(身体)を守るのは行政の「使命」であるのとらえてください。「手助け」などという感覚で、そのために条例化しておかなければいろいろとやりにくいからというようなものではダメ。</li> <li>・「地域防災力の強化」について、公的機関に頼らずに、自分たち(地域)で助け合い、災害に備える力を養っていくことを徹底させることが最も重要と考えます。(公的機関はそれを補助する)</li> </ul>	<p>南海地震のような大規模な災害では、広い地域で同時に甚大な被害が発生するため、消防機関や行政の対応能力が限界を超え、地震発生直後は、各地域に救助や救出などが行き届かないことが想定されます。</p> <p>このため、南海地震から生命や身体を守るには、被害を減らすための自助の備えや、地域での救助活動などの取組が大切です。自助、共助、公助、それぞれの役割(主体、協力、支援)がありますので、役割を明らかにし、互いに連携して取組を進めていけるよう、必要な内容を条例に規定しています。</p>
10	第1章 (責務の主体等の並べ方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責務の主体の並べ方について、「県の責務」、「市町村の責務」、「事業者の責務」、「県民の責務」の順にすべきではないか。</li> <li>・その責務規定の後に、行動計画がくるべきではないか。</li> </ul>	南海地震の備えや取組には自助・共助が大変重要であり、今回の条例ではそうした自助・共助を基軸としています。役割などの主体をまずは県民、事業者から規定し、その取組を支援していく県の責務をその後に置いています。また、行動計画は、条例の各章で規定したことの实效性をもたせるために県の行う取組を定める内容ですので、最後の章に位置づけています。

NO	関係項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
11	第1章第6 (県の責務)	総則に県の責務という項目があるが、この中に情報というものを公開するという項目を入れて欲しい。軟弱地盤や液状化などの分からないところに住民は家を建てている。県民の命を守るという観点で県が持っている情報を公開するということが責務としてほしい。	※ 県民や事業者、地域が南海地震への備えや活動を進めるために必要な情報を提供することは、県の責務にあたると思いますので、第1章第6の県の責務に 「3 県は、国、市町村等と連携して地震に関する調査、情報の収集等を行い、その成果や情報を地震防災対策に反映します。また、その成果や情報については、「自助」や「共助」の取組の促進に寄与するため、公表に努めます。」と追加します。
12	第1章第7 (市町村の役割)	市町村の防災対策の取組に格差があり、住民の命を守るために是正する必要があるため、第1章第7の市町村の役割を「市町村は、基礎的な地方公共団体として、災害対策基本法をはじめ災害に関する全ての法令を遵守して、県、その他防災関係機関……」と修正してはどうか。	災害対策基本法第5条第1項では、「市町村は、基礎的な地方公共団体として、・・・防災に関する計画を作成し、法令に基づきこれを実施する責務を有する。」と規定されています。市町村も、その義務は、当然認識していますので、条例で、重ねて規定するのではなく、県としましては、具体的に、市町村の防災対策の取組に格差がないよう、助言や支援をしていきます。
13	第2章第1 (耐震基準の強化)	一戸建ての個人住宅では、建築基準法より高い耐震性を持つ住宅が建てられているが、マンションでは、建築基準法の最低基準を満たす程度のものしか建築されていない。軟弱地盤では、揺れが増幅するため、最低基準で建てられたマンションが倒壊し、周辺に影響を与えないか心配。条例では、高知市などの地盤が悪い地域にマンションなどの建築物を建てる場合に、建築基準法より厳しい耐震基準を設定する必要があるのではないか。	現在の建築基準法における耐震性能は「大地震に対して、建築物にある程度被害が出て、倒壊には至らないこと」を目的としていますので、現行の建築基準法の基準で建てられた建築物は、地盤条件に応じた安全性の確認がされており倒壊といった被害は出ないとされています。 この条例は、そのことを前提に作成していますので、この条例で新たな耐震基準を設けるという考えに立っていません。

NO	関係項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
14	第2章第3 (屋外における危険 工作物)	地震の揺れによる自動販売機の転倒防止については、業界団体として、据付基準の策定・周知などに取り組んでいる。条例で、設置者に安全な据付を行うよう求めることは異論はないが、自動販売機は、安全に設置していれば、危険なものではないため、自動販売機が危険なものという誤解を招かないよう、条例の略称(危険工作物等)を見直してほしい。	<p>※ 自動販売機、ブロック塀、家具、窓ガラスなどについては、適切に設置や固定などが行われていれば、危険なものではないため、危険物又は危険工作物という表現を次のように修正します。</p> <p>「第2 屋内における家具等の安全性の向上 1 県民や事業者は、地震発生時に屋内における自らや家族、事業所内の人の安全を確保し、迅速かつ円滑に避難するため、あらかじめ、家具、電気製品等の転倒や落下する危険がある物の配置の見直し、転倒等の防止、窓ガラス等の飛散する危険がある物の飛散の防止等の対策を行うよう努めなければいけません。 4 県は、家具、電気製品、窓ガラス等の製造販売事業者、転倒等防止器具の販売取り付け事業者、市町村、国等と連携して、屋内における家具、電気製品、窓ガラス等の安全対策に関する実態を把握するとともに、啓発と安全対策の推進に努めます。」</p> <p>第3 屋外工作物等の安全性の向上 1 屋外におけるコンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の門又は塀、自動販売機、窓ガラス、外装材、屋外広告物等(以下「屋外工作物等」といいます。)の所有者や管理者は、これらの屋外工作物等が、地震時に転倒や落下することにより歩行者等に危害を及ぼしたり、避難等を妨げたりすることのないよう、あらかじめ、安全性を点検し、必要に応じて改修等を行うよう努めなければいけません。 2 県民は、地震発生時に屋外工作物等の転倒や落下によって被害を受けることのないよう、日頃から、地域の危険箇所の把握に努めなければいけません。また、地震が発生したときは、屋外工作物等から直ちに離れ、又は近づかないようにしなければいけません。 3 県は、門又は塀等の施工事業者、自動販売機等の製造・設置・管理事業者、市町村、国等と連携して、屋外工作物等の安全対策に関する実態を把握するとともに、啓発と安全対策の推進に努めます。」</p> <p>併せて、第9章第1及び第2を次のように修正します。 「(2)屋外工作物等の点検や改修、家具、電気製品等の転倒等の防止、窓ガラス等の飛散の防止」</p>
15	第2章第3 (危険工作物対策)	危険工作物(特に受水タンク)については、管理者・所有者・県の努力義務をもっと強いものにし、強制力のあるものにすべきと考える。特に、通行人や隣家に及ぼす被害は大きいので、液状化が想定される地区には、より重点的に指導してほしい。	<p>受水タンクや屋外広告物などの建築物に附帯する一定規模の設備や工作物は、建築基準法施行令で耐震上の技術基準が定められています。</p> <p>県においても、今後、建築基準法やこの条例の運用のなかで、個別の条件下での被害の危険性が懸念される場合には、必要な安全対策について所有者や管理者に周知していきます。</p>
16	第3章第1 (津波避難に係る要 援護者対策)	<p>・第3章第1項の(津波からの避難等)の項目に、災害時要援護者対策の規定があると思う。</p> <p>・自主防災組織で、地震が来たら、高齢者や障害者の方を、助けて逃げるという段取りをしているが、津波が来る地域なので、助けに行って津波の被害に遭うことも想定される。こうした地域では、どう対応すればよいかを示してほしい。</p>	<p>地域によって、津波の到達時間や、援護が必要な人数、高台までの距離など、状況が違いますので、高齢者や障害者の方を津波からどのように助けるかについて、統一的に条例で規定したり、各地区にお示しするのは困難です。各地域で、津波避難計画づくりを通して、津波からの避難の方法を話し合っ、どのように助け合うのかを決めておくことが重要と考えます。</p>

NO	関係項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
17	第3章第5 (津波避難ビル等の規定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急避難場所(津波避難ビル等)について規定されているが、避難の際に、施設や設備などを壊してしまったときに、県民が負担を求められないよう、条例で規定してほしい。</li> <li>・津波の避難には、「近所なら何処のビルにいけば良いか?」ということさえ分かっている人は皆無。行政がもっと動かなければ。</li> </ul>	津波避難ビル等の指定は、市町村が行いますので、指定にあたって、市町村とビルの所有者等との間で協定を結ぶこととなります。国のガイドラインでは、破損については、市町村が費用を負担することを原則としていますので、条例で規定するのではなく、個別に協定を結ぶ中で、所有者等と費用負担の取り決めがなされます。指定された津波避難ビル等については、市町村において、場所や破損した場合に避難者に負担を求められることはないことなどを、住民の方に周知していくこととなります。
18	第3章第6 (津波漂流物対策)	木材などの漂流物の対策については、第9章第1節第2の事業者の備えの一つとして例示しているが、須崎市の街は、過去の津波で、壊滅的な被害を受けているため、第3章に位置づけ、被害を防ぐための対策を重点的に取り組んでほしい。	<p>※ 漂流物によって、さらに、津波の被害が拡大することが懸念されますので、第3章第6に「3 県は、木材、船舶等の漂流物による被害を軽減するため、市町村、国、事業者等と連携して、津波による漂流物の発生対策の推進に努めます。」を追加します。</p> <p>これに伴い、第6の条見出しを「津波避難に係る県が管理する施設の点検等」から、「津波の浸入による被害の軽減対策」に修正します。</p>
19	第5章第2 (都市ガスの住民遮断)	都市ガスについてガス漏れのおそれがある場合、緊急避難として住民で、ガス管の弁を締めてガスを止めたいが、そういうのに対応できる条文を入れてほしい。	<p>ガス事業法ではガス工作物の維持管理は、ガス事業者が行うこととされており、ガス主任技術者の下で教育された者が運転操作を行う必要があります。住民の判断で勝手に遮断するとかえって、安全面から懸念が生じますので、ガス事業者自らが措置やその安全対策を行うことが適当と思慮されます。</p> <p>地震時における都市ガスの緊急対策としては、県内の都市ガス事業者の場合、地震計で60カイン以上のSI値が記録された場合又はガスの製造所若しくは供給所ガスホルダーの送出量や主要整圧器等の圧力の大変動により供給の継続が困難な場合は、保安統括者の指示で、ガスの供給を停止することとなっています。同時に、複数に分けられたブロック単位でも、ガス事業者側でバルブを遮断し、供給を停止することになっています。そして圧力テストをして、順次復旧させていきます。</p>
20	第5章第2 (環境汚染)	地震後、工場を解体した場合に、アスベストが飛散する可能性がある。地震時の環境汚染に対する対策が重要と考える。	アスベストに限らず、健康や環境に影響を及ぼす有害物質は、法令で、様々な規制がなされています。地震時には、こうした有害物質が飛散や流出することで、被害が拡大する恐れもありますが、被災の実態や可能な対策など、非常に専門的な判断が必要ですので、個別の法令を改正して、対策を強化すべきと考えています。アスベストについても、地震の被災地において飛散が問題視されたことから、平成19年8月に国で「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」が作成されました。
21	第6章第1 (自衛隊からの応援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阪神淡路大震災時の、自治体から自衛隊への応援要請が遅れたことを踏まえ、自衛隊への災害出動要請を条例に規定するべきではないか。</li> <li>・自衛隊との災害時の協力体制について事前に協議して、その具体的内容を公表して欲しい。</li> </ul>	<p>阪神・淡路大震災以後、一定規模の地震が発生した時には自治体からの要請がなくても自衛隊独自の判断で災害派遣ができる体制となっています。</p> <p>自衛隊などの応援部隊の派遣や食料・飲料水等の物資の支援などについては、中央防災会議において、東南海・南海地震応急対策活動要領及び同要領に基づく具体的な活動内容に係る計画がまとめられ、公表されています。高知県では、現在、こうした国の応援を受け入れるための計画づくりを進めていますので、作成後は、その内容を公表していきます。</p>

NO	関係項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
22	第6章第1 (県外から 応援)	近隣の都道府県と、地震発生時の救助活動や救援物資の調達等について連携できるのではないかと。	※ 現在、国や他の都道府県からの応援の仕組みづくりなどを進めています。県としても、こうした応援を受け入れるための体制を整備する必要がありますので、第6章第1の4を、「 <u>応急活動に必要な資機材、人員、土地等の確保や県外からの応援の受け入れ体制の整備など、応急活動体制の確立に努めます。</u> 」と修正します。
23	第6章第1 (避難所生活)	・避難所の生活マニュアルなど、共同生活のルールづくりも条例に入れておくべきではないか。 ・避難所のトイレの問題も、大切なので準備しておく必要があるのではないかと。	第6章の第1では、県は、地震が発生したときに、避難所の設置・運営などの応急対策を行うことを、また、地震発生時に迅速かつ的確に応急活動が行われるよう、あらかじめ応急活動体制の確立に努めることを規定しています。避難所生活での避難者同士のルールづくりやトイレの対策は、過去の震災でも教訓に残される重要な対策の一つと考えますので、応急活動体制を確保する具体の取組として、今後、実施していきます。
24	第6章第1 (災害時の 医療体制)	・地震発生時に医者が足りないのではないかと。 ・自主防災組織で、助け出すことができても、そこから先どうしたらいいのか不安が募る。治療が受けられようしっかりとした対策を立ててほしい。	骨子案では、第6章第1に応急活動の一つに医療救護活動の対策を位置づけ、あらかじめ活動体制の確立に努めることを規定しています。高知県では、「高知県医療救護計画」を作成し、災害時の医療について仕組みを作っていますので、今後、この計画に基づき、災害時、実際に医師をはじめとした医療が充足できるのか、負傷者をどのように搬送するかなどの課題を整理しながら、必要な対策を行っていきます。一方で、負傷者を出さないことが大切ですので、骨子案では、自らの身を守るための備えや行動を規定しています。
25	第6章第1 (AEDの活用)	心臓停止に対する救命処置としては、AED(自動体外式除細動器)の活用が有効であるので、第6章第1の応急活動の実施のところに、事業者がAEDを備えるなどを条例化しないのか。	地震発生後の応急活動の時期に、AEDがどの程度効果があるか、専門家などの意見も踏まえて検証する必要があります。また、AEDは、地震時だけに使うのではなく、平時において、一人でも多くの命を救うために、公共施設だけでなく、県民が多く立ち寄る民間施設などへのAEDの設置を広め、正しい使用方法を多くの方に知っていただくことが必要ですので、救命救急の対策として取組の充実に努めていきます。
26	第6章第1・第3 (緊急輸送活動)	道路が不通であったり分断されたままでは、食料であれ、飲料水であれ供給できないため、「被災者への食料と飲料水の供給等の対策(以下「応急活動」といいます。))を行うと共に、これにおける道路の円滑な復旧を速やかに行うものとする。さらにこの場合において…」と修正してはどうか。	ご意見の趣旨については、第6章第3(緊急輸送路の確保)に、負傷者の搬送や応急活動に必要な人員と物資の陸路、海路、空路による輸送の確保に努めることを規定しています。
27	第7章第1 (金融措置)	被災者への現金供給は、金融機関にとって責務と考えられる。第7章第1の復興対策の一つに、金融の措置を入れるべきではないかと。	大規模な災害が発生した場合には、各種の金融特別措置が実施され、通帳・印鑑なしで預金の引き出しが可能となるなどの対応を取ることが、災害対策基本法に基づき作成される日本銀行の防災業務計画に規定されています。また、平成15年8月に、四国財務局高知財務事務所や日本銀行高知支店など県内に所在する金融機関で、「南海地震対策金融連絡会議」が設置され、南海地震発生時において円滑に、現金を供給する体制を確保し、各種の金融特別措置が実施されるよう具体的な対策が検討されています。現金の供給は、県民生活や企業活動に大きな影響を与えますので、重要な対策の一つですが、こうした対策が既に進められていますので、条例で敢えて規定する必要はないと考えています。

NO	関係項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
28	第8章第1節(復興における他法との関係)	震災後の復興では、都市計画法→土地収用法→立ち退き、強制執行の例が多くあるので、復興の第2の2の末尾に「災害に強い街づくりの為に、個別に、国内法が適用される場合がある。」を追記してはどうか。	地震発生後には、被災の状況によって、復興に関する「被災市街地復興特別措置法」や被災者生活再建支援法、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律など様々な法律が適用されます。また、既存の法律で対応できない場合には、阪神・淡路大震災であったように特別立法が制定・改正される場合もあります。 過去の震災では、復興後のまちづくりのために、立ち退きを余儀なくされた例もありますが、市街地の状況や、復興に向けてどのようなまちづくりをするのかによっても、違いますので、条例で、国内法が適用され、立ち退かなければならないことがある旨を規定することは適当でないと考えています。
29	第8章第1節(住宅再建への支援)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震により住宅が全壊・半壊したあとの住宅再建について、被災にあっても安心できるような支援制度が必要。</li> <li>地震保険について、同時多発的に地震が発生した場合、保険会社が保険金支払いを免除(減額)される状態になることが予想される。住宅を再建するためには、資金面でも公的なサポートが必要だと思う。</li> </ul>	被災した住宅を再建するためには、多額の費用がかかりますので、被災者生活再建支援制度という公的な支援制度を作っています。現行の制度は、住宅の建替費用が対象にならないなど問題点があるため、平成20年の制度の見直しに向けて、全国知事会や内閣府で検討されています。 県独自の支援制度を作っている自治体もありますが、公的な支援だけで住宅を再建するのは困難ですので、あらかじめ、被害が少ないよう住宅を耐震補強したり、地震保険に加入するなど、自らの備えが大切です。自宅を再建できない方については、復興住宅を提供することになります。被災した住宅再建への支援については、被災者生活再建支援制度の見直しや、自助と公助の費用負担のウエイトをどうするのかなどを全国的な枠組みのなかで、課題を整理し、検討する必要があります。
30	第9章第1節第2ほか(事業者の備え)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者には義務づけすべき内容については、実施の有無を公表するのがいい。社会的信用にかかわるので、実施するだろうし、社員＝県民の意識も変わるのでは。</li> <li>事業継続計画(BCP)を含めて南海地震対策をした事業者に対する認定(証)の制度を設けないか。</li> </ul>	事業者には、法令遵守や環境への取組など自ら取り組む社会的な責任がありますが、南海地震対策の具体的な取組状況を公表することは、効果がある一方、経営などへの影響も大きいと思われるので、事業者自らが判断し、対応すべきと考えます。また、事業継続計画は、国際標準規格化の動きもありますが、事業継続計画だけでなく、事業者の防災の取組について、行政が評価し、認定することは、業種や企業のおかれる経営環境によって、必要な内容や対応方法などが大きく違うため、困難と考えます。 現時点では、事業者自らが取組を公表したり、県などが先進的な取組事例を紹介することで、取組を広げていく方法が有効と考えますので、業界団体などと連携し、今後、その仕組みや環境づくりを検討していきます。
31	第9章第1節第3(訓練の実施方法)	地震や災害は、割と夜間であったり、まだ夜も明けていない明け方に起きたりもしている。そのため、「(3)防災訓練の実施(昼間と、危険を伴わない範囲で夜間にも行われることが望ましい)」と修正してはどうか。	※ 津波避難訓練については、第3章第3に「開催する時期、時間帯等さまざまな想定と工夫の下に」と規定していますが、沿岸地域以外においても、同様の規定を設ける必要がありますので、第9章第3(自主防災組織の活動の推進)2の(3)を「開催する時期、時間帯等さまざまな想定と工夫に基づく防災訓練の実施」と修正します。

NO	関係項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
32	第9章第1節第4(南海地震対策推進週間)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海地震対策推進週間を国の防災週間に合わせているが、国の忙しいところをはずしたほうが支援がもらえるのではないか。</li> <li>・この時期(8/30から9/5)には、県内の一斉訓練もあるし、自主防災組織も各地域でどうするか一番関心も高まる時期。そういう時期に推進週間を設けなくても、それから半年くらいたった時期など、油断する時期にしてはどうか。</li> <li>・この時期は、水害等、他の災害が頻発する時期なので、1946年南海地震が発生した12月の冬季がよいのではないか。</li> </ul>	<p>南海地震対策推進週間(8月30日～9月5日)以外にも、現在、県では、防災関係機関と連携した訓練や災害対策本部の訓練など様々な訓練を行っていますし、自主防災組織の訓練も、時期や時間など様々な想定で、行う必要があります。推進週間を定めることは、県民や事業者、自主防災組織などにおける南海地震への備えや訓練が、全県的な運動として広がり、習慣となるよう、動機付けを行うことが目的ですので、みんなが参加しやすい時期の設定が必要です。</p> <p>①それぞれの取組の企画立案の時間が必要であるため、自主防災組織の役員や事業所の防災担当の交代時期やその直後の時期は避けること(4・5・6月)。②事業者にとって忙しい暮れの時期(12月)を避けること。③地域の祭りや運動会、文化行事の多い時期を避けること。等様々な想定をし、国の防災週間の防災に対する関心の高まった時期に、南海地震対策の観点で取組や備えを見直していただくことが良いのではないかと考え、この時期としています。また、この時期は、平成17年から自主防災組織が主体となった訓練を行っており、全体に広げる必要もあります。</p>
33	第9章第2節第5(災害時要援護者の支援)	災害時要援護者を優先して避難所に収容する対策を考えおき、事前に、周知しておかないと、過去の震災で多くの事例が報道されたように、大混乱が発生することが予想される。	<p>※ 災害時要援護者の安全や被災後の生活が守られるよう、事前の対策を行うことが重要ですので、第9章第2節第5の1を、「県は、……ネットワーク(以下「支援ネットワーク」といいます。)づくりの促進や災害時要援護者に対応できる避難所の確保、生活支援等の対策の推進に努めます。」と修正します。</p>
34	第9章第2節第7(施設の安全な立地)	第9章第2節の災害時要援護者の入所施設の立地について、地理とか地形の災害を考慮した安全基準を設けるべきではないか。	<p>現状では、地震・津波災害を想定した立地上の安全基準などはありません。もし、基準や規制を設けるとしても、本条例ではなく、建築基準法施行条例に基づく災害危険区域に係る告示などの立地規制に関する各法律により、住民合意のプロセスを経ながら規定していく必要があります。</p> <p>津波浸水区域外に避難させることは難しいので、施設の2階3階へ避難させるとかマニュアルづくりや訓練など、今できる対策もあるのではないかとということで、社会福祉施設や医療機関や学校などについて、第9章第2節第7に災害時要援護者が利用する施設の安全確保を規定しています。</p>
35	第9章第3節第8(防災教育)	地震が30年後に発生するとすれば、高校生、中学生、小学生に対する教育をこれからどういうふうに進めていくのが課題。全員に防災に関する授業を義務付けるぐらいしなければいけないのでは。たとえば負傷者を運べるか、AEDを使えるかなど実践的な防災教育が必要。	第9章第3節第8で、学校や保育所の設置者や管理者は、幼児、児童、生徒、学生の発達段階に応じた防災教育や、実践的な防災教育の実施に努めることを規定していますので、今後、具体的取組として、すべての学校等に防災教育が広がり、さらに内容が充実されるよう進めていきます。
36	第9章第3節第9(緊急地震速報の活用)	緊急地震速報は、この10月から広く国民に提供することになったが、条例に、規定し、対策を行う必要があるのではないか。	緊急地震速報については、今年10月以降順次、NHKでのテレビ・ラジオでの放送や民間でのサービス提供などが実施されています。緊急地震速報は、被害の軽減に繋がる有効な手段の一つと考えます。緊急地震速報の利用により、かえって混乱が生じたり、被害が拡大することがあってはいけませんので、県民自らがこうした情報の取り入れと併せ、混乱なく公共施設などでの利活用ができるよう、検討を進めていきます。



NO	関係項目	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
37	その他 (津波災害に強いまちづくり)	<p>(津波の被害が予測されている地域やその周辺部と周辺部の安全な敷地を含めて、土地区画整理事業的な手法を用いれば、地権者は換地により安全性の高い敷地に少ない費用で住み替えることが可能となる。移転後の敷地は住宅の建築を制限し、建築物の敷地として適さない土地は、公園や広場、農地等にするなど、一定の建築行為を制限する区域として指定する。県の役割は、そうしたまちづくりを計画し実施する市町村を支援し、国への働きかけすることである)</p> <p>第1章第6の県の責務の「組織と機能のすべてをあげ・・・南海地震対策を計画的に推進します」を具体化するための方法の一つとして、地震防災マップの位置づけ及び南海地震に備えた都市計画等のまちづくりに関する計画策定を盛り込み、第3章を津波から逃げるだけでなく、津波の被害に遭わないまちづくりに関する事項を盛り込んでほしい。</p>	<p>南海地震に備えたまちづくりや、津波を考慮したまちづくりについては、都市防災の観点から重要な課題であると認識しています。災害の心配のない土地に新たなまちを創り移り住むことは、考え方としてはあると思いますが、現在のまちには、商工業などの業務施設や公共交通といった都市機能の集積と、道路や上下水道、学校といった基盤施設や公共施設などが莫大な投資によりストックされています。</p> <p>まちを創り移り住むことは、新たに民間や公共による莫大な投資を強いることとなり、実現することは、極めて困難であると考えられます。このため、県としては南海地震対策として「揺れや津波から身を守る」ことを重視しており、これを補完するため、被害を軽減する施策については出来る限り実施していくこととしています。</p>